

宋初における茶引の研究

—その成果と課題—

安 蕪 幹 夫

目 次

- 一. はじめに
- 二. 交引について
- 三. 糧草購入をめぐる財政政策
 1. 三説法
 2. 林特等の茶法改革
 3. 見銭法（見銭貼射法）
- 四. おわりに

一. は じ め に

宋代、特に北宋前期、事実上太平興国4（974）年の天下統一による政権確立と同時に、遼（契丹）・西夏との外交関係は相当緊迫したものであった。そこで、北辺・西北辺では莫大なる常備軍の駐屯を見ており、軍需物資の調達が重要な課題となっていた。当初軍需物資特に糧草は、農民が国境まで運んでいたが農事を妨げるなど農民を苦しめることとなり、或は国家の貨幣蓄積にはおのずと限界があり、見銭による買入れが無理となった。そこで政府は商人に西北辺に軍糧納入を担当させる、いわゆる三説

法（三税法）を行い、軍需品を国境に納入した商人に対して京師権貨務支払いの交引、或は東南地方支払いの交引を支給した。即ち政府は見銭を動かさずして専売品である茶塩香薬象歯等を利用して、いわゆる商人を利用することによって軍需物資の調達を計ったのである。しかし、今茶に例を取ると、茶引の濫発にもかかわらず茶の生産高の減少、従って茶引価の暴落等の問題が派生し、遂には見銭による購入、即ち見銭法の実施に至っている。この政策で一応の安定を見るのであるが、大商人の猛反対、ひいては政府への反対運動となり、三説法への復活となった。その後見銭法、三説法が繰り返し実施されるのである。国境地域における需要物資の需要・供給は、商人の商業活動を大規模に展開させ、一方政府発行の交引は、商品経済を大いに高めたと言うことが出来る。この軍需物資の調達の問題、即ちいかに円滑に進めていくかということが財政政策の課題となっていた。

本稿においては、紙面の関係上宋初（王安石の登場前迄）における茶引の研究に関しての従来成果を、国家財政（特に辺防費調達）、茶法等との関連のもとに整理し、今後の課題を探らうとするものである。

二. 交引について

交引は、宋代の糧草納入と専売品の商品化をめぐって政府発行の支払い証券として流通し、経済界に大きな役割を演じている。今、その起源を探ってみると、玉海、巻181、塩鉄茶法の乾徳権貨務の条に、

開宝三年七月丁亥、移建安務於揚州、令客旅入金銀錢帛於揚州、給憑、就建安請領茶貨、交引始於此、

とあって、その起源を開宝3（970）年と見ることが出来る。

次に、交引の種類を史料によって検索してみると、

宋会要、食貨26、權易、天聖七年十二月の条、

依每斗束確の見売価錢、許客人便糧草、給付客人交引、上京請領見錢、如恐客旅情願便換外州軍見錢、或算請茶貨・香薬・象牙・顆末塩・白礬交引、

亦取客人自便，

宋会要，食貨23，塩法，皇祐元年十月の条，

罷在京見錢交引法，以実京師，

宋会要，食貨36，權易，天禧元年二月五日の条，

知秦州曹瑋言，本州商旅入中糧草交引，自来每一交引，総虚実錢百千，鬻之得十二千，請，於永興・鳳翔官給錢市之，從之，

とあり，専売品である茶・塩・香薬・象牙・白礬の交引，見錢交引，便糶糧草交引，入中糧草交引の存在を知ることが出来る。

交引を受領した商人は，京師權貨務へ持参するのであるが，これらのことに関しては，宋史，食貨志下5，茶上の条に，

其輪辺粟者，持交引詣京師，有坐賈置鋪，隸名權貨務，懷交引者湊之，若行商則鋪賈為保任，詣京師權貨務給錢，南州給茶，若非行商則鋪賈自售之，転鬻与茶賈，

とある。即ち，沿辺発行の交引はすべて京師に持参され，京師權貨務にその名を登録している坐賈の保証を受けたのち，もしくはこの坐賈に買取られたのちに權貨務に提示して支払いを受けるか，文の移改を受けて産地に赴いて茶塩等の現物を受け取るのである。詳細については後で述べることとする。

次に權貨務について少し触れてみる。權貨務については，玉海，卷181，塩鉄茶法の乾徳權貨務の条に，

乾徳二年八月辛酉，置權貨務京師及び建安・漢陽・蘄口，並置，

とあり，乾徳2（964）年に京師・建安・漢陽・蘄口に設置されたことを知る。職掌は，商人（客商）が地方の取引に赴く場合，見錢を納めさせて代りに手形を支給し，或は銀錢紬絹等を官に納めさせて，当時専売品であった茶塩を受けるために茶引・塩鈔を発行し，又南海貿易によって得た香薬犀象の類を売り出すこと等であった。これらの事柄によって，權貨務が

中央における貨幣の統制、並びに必要とする財物の獲得に権力的機能を有していたことが知られる。即ち、京師（在京）権貨務は、茶塩等政府専売品の収支を総管する機関であり、見銭の収入の多いところであった。

取引に関する実際の機能として、(イ) 茶塩等の政府専売品の払下げには、京師権貨務に金銀錢帛を納入して茶引・塩鈔(引)を得、産地に赴いて現物を受取っていた。⁽¹⁾(ロ) 西北辺の国境での糧草入中に対して発行した取引は、権貨務で現金化される外、茶引・塩鈔(引)にかえられることもあった。⁽²⁾

宋国家成立当初より不和であった遼・西夏との関係は、遼の侵入が咸平より景德年間にかけて最高潮に達し、これに対して宋政府は国防費のうち最大を占める糧草の費用を、専売品である茶塩香薬等によってまかなおうとする財政政策を打ち出した。即ち、糧草と専売品とのリンク制を採用したのである。

以下、軍需品（糧草）購入をめぐる財政政策について考察を進めていく。

三．糧草購入をめぐる財政政策

1．三説法

政府は国境地域への糧草入中策として、宋史，食貨志下5，茶上に、

乾興以来，西北兵費不足，募商人入中芻粟，如雍熙法，給券以茶償之，後又益以東南緡錢・香薬犀齒，謂之三説，

とあるように、茶・緡錢・香薬犀齒の三種による三説法を採用した。また、宋史，食貨志下6，茶下，慶曆七年の条には、

(1) 宋会要，食貨36，權易，景德二年十二月の条，

監權貨務供備庫副使安守忠等言，解塩元許客人從本務入中金銀絲帛，博買交引，就兩池請塩，於南路唐鄆等十二州軍通商地分貨先，自因河北闕錢銀糧草，許客人只就彼入中，賚交抄赴京贖換省帖，下本務支給解塩，又因陝西許客人糧草，取客從便，算射茶塩交引，算解塩者，亦從本務贖換，支給交引，赴兩池請塩並於南路破貨，

(2) 宋会要，食貨36，權易，景德三年七月二十日の条，

国朝自乾興二年，置權茶務，諸州民有茶除折稅錢外，官悉市之，許民於東京輸金銀錢帛，官給券，就權務，以茶償之，後以西北用兵，又募商人入粟麥材木於辺郡，給文券，謂之交引，許就松江權務，自請射茶，

以茶塩香藥緡錢四物予之，於是有四說之法，

とあって、上記の三種に塩を加えて四種として四説の法を実施した。

三説法について詳しく見ていく。その実施年代については、玉海、巻181に

至道元年，塩鉄使陳恕為，三説法，

とあって、太宗の至道元（995）年であることがわかる。さらに長編、巻100、天聖元年春正月の条に、

然自西北宿兵既多，饋餉不足，因募商人，入中芻粟，度地里遠近，增其虛估，給券以茶償之，後又益以東南緡錢・香藥象齒，謂之三稅，而塞下急於兵食，欲廣儲峙，不受虛估，入中者以虛錢得實利，人競趨焉，

とある。即ち、遼・西夏がしばしば西北辺に侵入した為に多量の糧草を必要とした。そこで商人に芻粟を国境に納入させ、距離の遠近によって価格をつりあげてやる。その代価は見銭ではなく茶引で支払った。後には東南支払いの緡錢・香藥象齒の取引を支給し、この方法を三説法と言った。取引の虚估（割増金付価格）を高くしているので、芻粟納入の商人には大きな利益があり、商人は競って国境方面に糧草を納入した。結局、見銭を動かさないで必要とする糧草を調達出来たので、政府・商人双方とも便利だったのである。

先にも述べているように、政府は国防費のうち最大を占める糧草の費用を、専売品である茶塩・香藥等によって償却する財政政策、換言すれば、商人が軍需品を国境に納入すると、直ちに代価を支払わず京師権貨務払いの取引を支給し、或は茶や香藥を希望する者には東南地方払いの取引を支給する方法を採用したのである。

しかし、このように三説法・四説法をもって国境方面での軍需品を調達する方法には、次の4点が問題として派生する。① 商人による商利追求の危険性、事実、長編、巻60、景德二年五月辛亥の条に、

自有事二辺戎兵浸広，師行饋運，仰於博易，有司務優物估，以来輸入，……，

辺地市估之外，別加抬，為入中，價無定，皆轉運使視當時緩急，而裁處之，加粟價，當得七百五十錢者，交引給以千錢，又倍之為二千，切於所須，故不吝南貨，初商人以塩為急，皆競趨焉，及禁江淮塩，又增用茶，當得十五六千至二十千，輒加給百千，

とあって、江淮塩による塩鈔を禁止して以後茶の納入が増加し、国境に15.6貫から20貫の軍需品を納入すれば、額面100貫の茶引を支給された。商人には莫大なる利益があったのである。② 政府は多額な軍需物資調達のために茶引を濫発しても、茶の生産高がそれに伴っていくのか。事実、茶の生産はこれに伴わず、茶引は暴落、茶の専売収入の減少、イコール国庫収入減のみならず、国境における軍需物資調達にも支障を来たした。③ 糧草納入の商人による糧草代金の不当な吊り上げが、市場価格をはるかに上回ることになると、取引の持つ貨幣証券の性格は失われる。④ 不当値上げは貨幣証券としての取引の持つ信用度を著しく低下させ、流通経済を疎外させる危険する持つに至る。

以上の4点であるが、景德元（1004）年に宋は遼と澶淵の盟をなして講和条約を締結したので、多数の軍隊を国境方面に駐屯させておく必要はなくなり、放還している⁽³⁾。また、国境に駐屯していた多数の軍隊も相当数撤退をした⁽⁴⁾。

しかし、このように国境方面の状況が好転したにもかかわらず、政府の諸種の経済政策は戦時政策を踏襲した。当然茶引も依然として濫発されていた。しかし茶の生産は需要に伴わない。茶商が茶引を持参して産地の権務に行っても現物の茶がない為に、1・2年、時には数年間も待たなければならなかった。このために茶引は滞積し、価値は下落した。やむなく茶

(3) 長編、巻59、景德二年春正月癸丑の条、

以河北諸州禁軍，分隸鎮定・高陽都部署，合鎮定兩路為一，天雄軍・滄・邢・貝州，留歩卒六指揮，其余營在河陽及京城者，並放還，行營之号悉罷，

(4) 長編、巻64、景德三年冬十月辛巳の条、

詔西辺州軍，徳明已受朝命，縁辺屯戍，量留歩兵，余悉分屯河中府，鄭州，永興軍，以就芻粟，

引を交引鋪に2足3文で売り払って見銭を入手した。実際国境方面に糧草を納入する者は、行商つまり組合参加の商人ではなくて土著の商人が多かった。いま、宋会要，食貨36，景德三年七月二十日の条に、

後西北用兵，又募商人，入粟粟材木於辺郡，給文券，謂之交引，許就松江樵務，自請射茶，辺郡所入，直十五六千至二十千者，即給茶直百千，謂之加抬錢，然入粟木者，亦有不知茶利，至京多以交引鬻於茶州，百千裁二十余緡，謂之實錢，

とあることから明らかなように、糧草納入の利益は交引鋪や茶商によって独占され、従って政府並びに土著の商人には利益がなく、物資や銭の動きが不活発となり、経済界の不況が現出した。そこで政府は、林特等に茶法の改革を命じた。次に林特等の茶法改革について見ることにする。

2. 林特等の茶法改革

宋史，食貨志5，茶上に、

景德二年命塩鉄副使林特・崇儀副使李溥等，就三司悉索旧制詳定，而召茶商論議，別為新法，其於京師入金銀綿帛直錢五十千者，給百貫實茶，若須海州茶者，入見緡五十五千，河北縁辺入金帛芻粟，如京師之制，而茶增十千，次辺増五千，河東縁辺・次辺亦然，而所増有八千六千之差，陝西縁辺亦如之，而増十五千，須海州茶者，納物實直五十二千，次辺所増如河北縁辺之制，其三路近地，所入所給，皆如京師，河北次辺，河東縁辺・次辺，皆不得射海州茶，

とある。国境での糧草納入に関係のあるものを見ると、河北縁辺に金帛芻粟を納入する者には京師の制（京師に実直50貫の金銀綿帛を納入する者には、100貫の茶引を支給し、もし海州茶を希望する者には銅錢55貫を納入させる）に準ずるが、茶10貫を加給する。次辺では5貫を加給する。河東縁辺・次辺も河北と同じようにする。ただし、加給する茶は、それぞれ8貫・6貫である。陝西縁辺も河北と同じようにするが、茶15貫を加給する。河北・河東・陝西三路の近地に納入する場合には、京師の制に準ずる。河北の次辺、河東の縁辺・次辺に納入する者は、海州茶を得ることは出来な

い。先に掲げた長編の史料による、国境に15.6貫から20貫の軍需品を納入すれば、100貫の茶引を支給された、という事情とはかなりの相違を見ている。即ち、茶引の価格を引き上げたのは、大商人の利益の抑制と、茶引の濫発の制限に目的を置いていたのである。

文献通考、巻18、征権5、榷茶に

故林特以見錢、買入中賤価交鈔、而以実錢算茶、然猶以五十千、或五十五千、算茶百千、則是去虚估加抬未遠也、

とあり、また宋会要、榷易、景德二年十二月の条に、

至（咸平）六年十二月勅、依戸部副使林特、擊画、商賈等算射解塩、於唐鄧十二州軍貨売、並令入納見錢、応副陝西諸州支用、

とあって、茶の購入或は解塩の購入に見錢を納入させている。即ち、軍需品の納入と専売品である茶塩等の取引とのリンク制を、切り離そうとする姿勢をうかがい知ることが出来る。つまり、取引の市場価格を無視した代価の高騰は、逆に取引における価値の下落をみ、結局は政府の見錢支出に基づく回収によらなければ、貨幣証券としての使命を果し得ない実態にまでなったのである。この対策として、(イ) 京師榷貨務において銅錢の収取につとめる⁽⁵⁾。(ロ) 糧草の納入に対しては、見錢で支払う⁽⁶⁾の方策を講じている。これらの方策と密接な関係を持つのは、政府の財政状態である。

銅錢の鑄造権は政府が握っているので、いま関係のある時代の鑄造額を概観してみると、太宗の太平興国2（977）年：7万貫、太平興国8（983）

(5) 長編、巻89、天禧元（1017）年夏四月申戌の条、

三司言、自京榷貨務入便錢、請以大中祥符七年二百六十一万余貫為額、每歲比較不及數、当職官吏、準条科罰、從之、

(6) 宋会要、食貨36、榷易、天禧元（1017）年九月十三日の条、

定奪茶塩所言、近為在京商旅、將陝西入中、過沿江、茶塩交引、至京少人收買、慮虧損商人、有悞辺備、望於永興・鳳翔・河中府三処、給見錢收買環・慶等十三処、入中粮草文字、從之、

宋会要、食貨36、榷易、天禧四（1020）年春正月の条、

屯田員外郎楊嶠、請於秦州入中商賈芻糧、就川界給見錢、從之、

年以後：30万貫，至道以前：46万貫，至道3（995）年以後頃：80万貫，真宗の咸平3（1000）年：135万貫，景德中（1004～1007）：183万貫，大中祥符9（1016）年：125万貫，天禧末（1021）：105万貫と，国初以来漸増している。

財政については，南宋の人葉適が「至於太宗・真宗之初，用度自給，而猶不聞以財為患，及祥符・天禧以後，内之蓄藏稍已空盡⁽⁷⁾」と指摘しているように，太祖・太宗を経て三代目の真宗の初めまでは豊かであった。真宗即位7年目の景德元（1004）年に，長年交戦状態の続いていた遼と澶淵の盟を結び，宋よりの歳幣でおさめることが出来た。宋の財政状態から考えると，まだ負担となる額ではなかった。真宗は豊富な財力を背景にして封禅の儀式を行った。これに莫大な費用を要し，その為に国力の大半を傾けたのである。

当時の銅銭铸造額並びに財政状態を概観した時，林特が景德の時代に，政府の支払いに現物支給，特に茶での支給を廃止して銅銭の支給に切り換えたのも理解出来る。

この時，この改革によって利益を享受出来なくなった巨商達は，政府に対して反対運動を展開したが，結局は斥けられている。

長編，巻92，天禧二（1018）年十一月己巳の条，

三司言，陝西入中芻糧，請依河北例，每斛束量增直，計實錢給鈔，入京以見錢買之，如願受茶質交引，即依實數錢給之，令權貨務，並依時價納緡錢支茶，不得更用芻糧交鈔，貼給茶貨，詔每入百千增五千，茶引与之，余從其請，

宋会要，食貨36，權易，乾興元（1022）年十二月の条，

三司言，準勅詳定兵部員外郎范雍所言陝西沿辺諸処入中下茶塩不少頗亦売不行，……，欲乞下陝西西轉運司曉示，客旅如願要請解州塩貨，即拋入中到斛斗，依在市見糶売の実価例，依見錢体制，紐算給与交引，請領解塩，只許依自来条貫，通商地分貨売，若或旅願要上京請願貝錢，即依之降勅令，每當實錢百貫文，到京支

(7) 水心先生文集，巻2，財総論第2，

破見錢五百貫文省取買，如不願請見錢，即支与七貫文茶交引，……，雍所奏施行，從之，

以上，2つの史料によって糧草交引・茶交引・塩交引に対する見錢での支払いを知ることが出来る。即ち，陝西路に納入する糧草の価格は，河北路の例に倣って京師権貨務での市場価格による見錢支払いにする。茶引を願う場合は時価で購入する。この場合，100貫文について5貫文の割増しを付ける。陝西路沿辺へ糧草を入中した商人で，解塩を願う者は市場取引の実価によって見錢払いの額面で塩交引を得て解塩を取得し，陝西路域の通商地分で貨売することを認める。見錢払いや茶引を願う者で，京師権貨務での見錢払いの場合は100貫について5貫文，茶引の場合は7貫文の割増しを行う，となっている。

要するに，林特は茶法の改革を断行し，軍需物資の納入と茶の販売というリンク制を廃止し，軍需物資の納入に対しては見錢を支給し，茶の払下げにも見錢を使用させた。また，暴落した茶引を買い上げてその安定を計り，茶の支出を制限して茶の適価の維持を計った。しかし林特の茶法改革の最も大きな主眼点は，豪商の暴利を抑制し，政府の収入を確保することにあつたのである。そしてこの帰結が，天聖元（1023）年に三司使李諮等によって打ち出された見錢法の実施なのである。

3. 見錢法（見錢貼射法）

見錢貼射法を簡単に説明すれば，三司使李諮等がたてたものであるが，沿辺入中の糧草の代価を京師において悉く見錢で支払うことを言うのである。即ち，従来の三説法を廃止し，糧草の買入れと販売とを切り離れたところに特色があつた。商人が国境方面に糧草を納入すると，京師権貨務支払いの交引を交付する。その際交引には割増し金が付加されている。商人はこれを権貨務に持参して見錢と引換える。これが見錢法である。一方，茶を購入しようとする商人は，購入したい茶の場務を指定して，権貨務に金銀見錢を納付して茶引を受領する。これが射である。その際茶でも上等

な海州の茶を得ようとすれば、更に余分に代価を出さなければならない。これが貼である。要するに見銭貼射法では、糧草と茶塩とのリンク制を廃止し、茶塩が糧草買入れの為の犠牲となって、茶塩の取引が暴落し、豪商に暴利を貪られることを防止し、茶塩の専売収入を政府の手に確保しようとしたのである。その改革の基本方針は、先に述べたように林特の茶法改革に倣ったものである。今、見銭法について詳しく論究していくことにする。

長編、巻100、天聖元（1023）年春正月丁亥の条に、

詔曰、三路軍儲出於山沢之利、比聞移用不足、……、計置司首考茶法利害奏言、十三場茶歳課緡錢五十万、天禧五（1021）年纔及緡錢二十三万、每券直錢十万、鬻之售錢五万五千、総為緡錢実十三万、除九万緡為本錢、歳纔得息錢三万余緡、而官吏廩給不与焉是、則虚数雖多実用殊寡、因請罷三税行貼射之法、其法以十三場茶買賣本息、併計其数、罷官給本錢、使商人与園戸自相交易、一切定為中估、而官收其息、……、商人入芻粟塞下者、隨所在実估、度地里遠近増其直、以錢一万為率、遠者増至七百、近者三百、給券至京師、一切以緡錢償之、謂之見錢法、願得金帛、若他州錢、或茶塩香菓之類者聽、大率使茶与辺糶、各以実錢出納、不得相為輕重、以絶虚估之弊、朝廷皆用其説、

となり、また宋史、巻292、李諮伝に、

時陝西縁辺数言、軍食不給、度支都内錢、不足月奉、

とあって、茶法が崩壊したために陝西縁辺では軍食が不足し、また中央政府では銅錢が不足し、官吏や軍人の月俸にも事欠く状態であった。また、淮南13山場の毎年の割り当て額は50万貫（緡）であった。ところが天禧5（1021）年の歳入は僅か23万貫にすぎなかった。茶引毎道の額面高は10万文、つまり100貫であったが、割引値段は55貫であるから、実際の収入高は13万貫であった。この内9万貫は、茶本錢として前もって茶生産者である園戸に支給しているので、実利は3万貫にすぎなかった。また関係官吏の廩給は、このうちに含まれていない。結局名目上の茶利の額は多いけれ

ども、実利は極く僅かであった。従って三説(税)法を罷めて貼射法を実施したのである。商人の塞下における糧草の納入は、所在の実估(市場価格)に従って決め、地理上の遠近を計ってその価格を加算する。加算率は、遠い所で銭1万文に対して700文、近い所で300文の割合とし、その価格を額面として京師権貨務で見銭支払いを受ける。これを見銭法と言った。但し、金帛もしくは他州の銭、或は茶塩香薬を希望する者には、それらが与えられた。政府が茶を売る時、或は糧草を買入れる場合には、原則として銅銭を使用することにした。貼射法は天聖元(1023)年3月に⁽⁸⁾、見銭法は天聖元(1023)年5月に実施された。⁽⁹⁾

この見銭法設定のねらいは、糧草の適正価格を保持して専売収入を確保し、国防費特に糧草の費用を専売収入によって補填しようとする国策を推し進めようとするところにある。しかし、糧草の適正価格の保持は、農作物の豊凶、物価の変動、商人の商利追求、国際関係(特に西北辺における国境地域)の緊迫と弛緩、それに伴う国防費の増減、等々相互に関連して作用するもので、見銭法の設定で恒久的に可能であるとは言い難い。要するに、見銭法設定の意義は、京師権貨務における見銭収支の均衡、いわゆる糧草費の支出と専売収入との収支のバランスを不可欠要件として、先述した糧草の適正価格の保持と専売収入の取得ということにあった。

しかし、糧草の余蓄と国庫の充実に効果のあがっていた見銭法は、短期間で終わっている。それは、見銭法が政府の国益に直結しており、それだけに商人の営利を抑制することになる。豪商が執拗に反対運動を続け、遂には見銭法の廃止へと追い込んだのである。国家の財政政策としては、目的は貨幣的富の蓄積にあり、この政策的目的に則して便糶が打ち出され、見銭法の廃棄は当然三説法への復帰となろうし、虚估抑制の現実的要請に則

(8) 宋史、巻9、

天聖元年三月辛卯、行淮南十三山場貼射茶法、

(9) 宋史、巻9、

天聖元年五月甲子、行陝西・河北入中餉糧見銭法、

応して三色交引の制がたてられるに至ったと考えられる。長編，巻103，天聖三（1025）年十一月己卯の条に，

庚辰詔，從奭等議，自是河北入中，復用三說法，旧給東南縉錢者，以京師權貨務錢償之，

とあって，天聖3（1025）年11月に再び河北の納入に対して三說法が復活された。また，宋会要，食貨39，市糶糧草，天聖三（1025）年十一月十六日の条には，

翰林侍講学士刑部侍郎孫奭等言，詳定到河北沿辺軍寨，便糶買糧草，支与香・茶・見錢三色交引，委得久遠利便，

とある。

見錢貼射法が廃止され，三說法が復活されて以来，諸種の政府の支払いにも茶塩の交引が使用されている。¹⁰⁾このように茶塩の交引，或は茶をむやみに放出することは，茶引価の暴落を招き，茶の専売収入が減少する。

三色交引の制を三說法と比較した場合，幾分融通性を持ってはいるが，

(10) 宋会要，食貨36，天聖六（1028）年十月の条，

三司言，望許客入中黄松材木，与茶塩交引，從之，

宋会要，食貨36，天聖七（1029）年五月十六日の条，

三司以京師營繕材木，仰給者衆，許商人入竹木，受茶以易直，從之，

(11) 長編，巻118，景祐三（1036）年春正月戊子の条，

命知枢密院事李諮・參知政事蔡齊・三司使程琳・御史中丞杜衍・知制誥丁度，同議茶法，諮以前坐變法得罪，固辭不許，時三司使孫居中等言，自天聖二年變法，而川北入中虛估之弊，復類乾興以前蠹耗，累官請復行見錢法，度支副使楊偕亦陳三說法十二害，見錢法十二利，以謂止用三說所支一分縉錢，足以贖一歲辺計，故命諮等更議，仍令召商人，至三司訪以利害，

長編，巻118，景祐三（1036）年三月の条，

是月李諮等請，罷河北入中虛估以實錢償芻粟，實錢售茶，皆如天聖元年之制，又以北商持券至京師，旧必得交引鋪為之保任，并得三司符驗，然後給錢，以是京師坐賈，率多邀求，三司吏稽留為姦，乃悉罷之，命商持券，徑趣權貨務，驗實立償之錢，初奭等雖增商人入錢之數，而猶以為利薄，故競市虛估之券，以射厚利，而入錢者寡，累官日以侵削，京師少蓄藏，至是諮等又請，視天聖三年入錢數，第損一千有奇，入中增直亦視天聖元年數，第加三百，詔皆可之，又詔前已用虛估給券者，給茶如旧，仍給景祐二年已前茶，既而諮等又言，天聖四年嘗許陝西入中願得茶者，每錢十萬，在所給券徑趣東南受茶十一萬

（次頁へつづく）

その基盤とする考え方は三説法であり、先に述べた三説法の持つ弊害⁽⁴¹⁾(糧草納入における虚估の高騰・豪商の営利追求・京師における専売収入の減→見銭の欠乏)は、三色交引実施の過程においても必然的に現われてくる。結局三説法は、宋会要、食貨30、茶法雜録上、景祐三(1036)年三月十四日の条に、

詔三司復令商賈，以見銭算請官茶，其景祐二年以前，用河北入納糧草虛寔錢交引，一切罷之，

とあって、景祐3(1036)年3月に再び見銭貼射法に変わったことを知る。

李諮は、前の改革では不備な点があって豪商につけこまれていたので、今回はその弊害を除去するのに努めている。例えば、国境地方で糧草を納入した北方商人が、交引を持って京師に来て見銭と引換えようとする時、交引鋪の保証を廃止して、直ちに権貨務において交引を調べた上で見銭を支給するようにした。

要するに、李諮の改革は、豪商の暴利を抑制し、国家財政の健全化にねらいがあったものである。国境方面での糧草納入を、見銭・茶塩香薬などの専売収益で補填しようとする財政政策は、商人の利益をあまり抑えすぎると目的は達せられない。そこで茶引の大巾な割り引きを行い、或は納入商品の値段を吊り上げてやる。そうすれば支払うだけの見銭が不足する。結局、政府と商人の相互依存の関係は、国益をめぐる対立・相剋をみ、ある時は三説法を行い、また時として見銭法をうち立てて調整を行っていった。

なぜ李諮の改革が必要であったのか。それには宋を取りまく各国との国際関係が大いに影響している。特にこの時期では西夏との関係である。宝

一千，茶商利之，争欲售陝西券，故不復入錢京師，請禁止并言，商人輸錢五分余，為置籍召保，期年半悉償，失期者倍其数，事皆施行，

宋会要，食貨30，茶法雜録上，景祐三(1036)年十二月の条，

詳定茶法所言，天聖三年改法以来，歲損財利，不可勝計，今以河北沿辺十六州軍，自天聖元年至景祐二年終，五年便糴糧草，計虚費錢五百六十八万余貫，窃恐豪商，欲仍旧法結託權貴，以動朝廷，請先降勅命申論，從之，

元元（1038）年に李元昊が皇位についてより、慶暦4（1044）年に講和が成立するまでの間、両国はしのぎをけずって相争ったのである。

李元昊は、宝元元（1038）年に大夏皇帝と称し、宋に向って対等の国交を要求してきた。これに対して宋は、李元昊の離反とみなし、両国は交戦に入り、康定元（1040）年より本格的な戦争が始まった。宋軍はしばしば敗北を喫し、一方西夏も国力が疲弊してきたので慶暦3（1043）年より外交の折衝に移り、翌慶暦4（1044）年に和睦が成立した。この戦争が宋の財政に与えた打撃は、深刻なものであった。陝西の局地に止まらず、国内を挙げて動揺に陥ったのである。今、近衛兵と言われる禁軍の数を挙げると、太祖：19万、太宗：35万、真宗：43万、仁宗：82万と、国初に比較すれば4倍強の増加を見ており、廂軍もほぼ同数と考えられるので、相当の軍備の拡張が想像される。軍備の拡張は軍事費の膨脹を招き、当時国家財政の8割を占めていたと言われている。

陝西方面では、国境の警備がやかましく言われ、一方では糧草の納入が急務であった。国家財政の面から見ると、先に掲げた水心先生文集、巻4、財総論2に、

至於太宗，真宗之初，用度自給，而猶不聞以財為患，及祥符・天禧以後，内之蓄藏稍已空盡，而仁宗景祐・明道，天災流行，繼而西事暴興，五六年不能定，夫当仁宗四十二年，号為本朝至平極盛之世，而財用始大乏，天下之論擾擾，皆以財為慮也。

とある。著者の葉適は、宋初の黒字も仁宗の景祐・明道年間の天災と、それに続いて起った西夏の侵入による西北辺の多事によって赤字となり、仁宗の治世42年間において宋初以来の余蓄は消耗され、財政窮乏の状態になったと言っている。西夏の離反が、財政面でどのように影響を与えたかについては、長編、巻140、慶暦三（1043）年夏四月己未の条に、

是歲堯臣，取陝西・河北・河東三路，未用兵前及用兵後，歲出入財用之數，會計以聞，宝元元年未用兵三路出入錢帛糧草，陝西入一千九百七十八万，出一千五百五十一万，河北入二千一十四万，出一千八百二十三万，河東入一千

三十八万，出八百五十九万，用兵後，陝西入三千三百九十万，出三千三百六十三万，河北入二千七百四十五万，出二千五百五十二万，河東入一千一百七十六万，出一千三百三万，又計京畿出入金帛，宝元元年入一千九百五十九万，出二千一百八十五万，是歲郊禱故，出入之数，視常歲為多，慶曆二年入二千九百二十九万，出二千六百一十七万，而奇数皆不与焉，以此推之，軍興之費広矣，

とあり，西夏侵入を契機として，西北辺三路では軍需物資の需給をめぐって，驚異的な財政膨脹をみている。国境地方における糧草の需要に対して，長編，巻122，宝元元（1038）年秋七月丁酉の条に，

詳定茶法所張觀等，請入錢京師，以售真州等四務十三場茶，直十万者，又視景祐三年数損之，為錢六万七千，入中河北，為錢六万四千而已，

とあり，京師に入錢し，或は河北に糧草を納入して茶を得んとする者に対して，茶引の価格を減じている。即ち，宝元元（1038）年には，京師に入錢する者には茶引価100貫のものを65貫，河北に糧草を納入する者には64貫に割引きしている。一方では，軍需品の納入を奨励する為には，その買入れ価格を吊り上げてやらねばならない。しかし，政府にはそれを支払うだけの見錢の貯蓄がない状態であった。一つには，西夏との戦争中銅錢の鑄造高が急に減少したこと，二つには，銅錢の海外流出を挙げる事が出来る。

西夏との戦端を開いた宝元・康定・慶曆の頃には，政府は銅錢の不足に悩まされ，見錢法による軍需品の調達に対しても，実際には銅錢による支払いは無理であった。また，民間においても，茶の払い下げに対して銅錢を使用させようとしても，円滑には行われなかったようである。こう考えてみると，李諮の第二回目の茶法改革，即ち皇祐3（1036）年に施行された見錢法は，初めから相当に問題があったようである。茶引割引きの増大，見錢のかわりに金帛の折納を許す，という点などは，李諮の見錢貼射法の崩れを暗示している。また一方では，豪商達の政府への強い働きかけがあったに違いない。宋史，食貨志，食貨下6，茶下の条に，

康定元年、葉清臣為三司使、是歲河北穀賤、因請內地諸州行三說法、募人入中、且以東南塩代京師實錢、詔糴止二百万石、慶曆二年、又請募人入芻粟、如康定元年法、數足而止、自是三說稍復用矣、

とあって、三說法の復活を言っている。しかし、この年に行われた三說法は継続されたものではなく、康定元（1040）年一年限りのもので、つぎには慶曆2年に行われている。同書には続いて、

〔慶曆〕八年、三司塩鉄判官董沔、亦請三說法、三司以為然、因言、自見錢法行、京師錢入少出多、慶曆七年、榷貨務緡錢、入百十九万、出二百七十六万、以此較之、恐無以贍給、請如沔議、以茶塩香藥緡錢四物如之、於是四說之法、初詔止行於並直諸州、而內地諸州、有司蓋未嘗請、即以康定元年詔書從事、自是三說四說、並行於河北、

とあって、慶曆8（1048）年から河北において三說法・四說法が再び行われた。この実施は、辺防多事に対応しての財政的効用という点において、極めて意義のあるものと言える。しかし他面、その結果は前に述べたと同様になってしまった。即ち、皇宋事宝類苑、卷21、河北市糧草用三說四說見錢之法に、

河北入中糧草、旧用見錢、慶曆八年後、以茶塩香藥見錢、為四說、縁辺用之、茶塩香藥為三說、近裏州軍用之、商旅不時得錢、賤市交鈔、而貴糴糧斛、由是物価翔貴、米斗七百、甚者至千錢、縁辺所入至少、而京師償価倍多、其利盡歸於富商矣、

とあることから明らかである。糧草取引の渋滞、富商による安価買い占めによる高利の独占、穀価の異状高値による国庫の消耗、等弊害も現われている。長編、卷170、皇祐三（1051）年二月己亥の条に、「詔三司、河北入中糧草、復行見錢法」とあって、皇祐3（1051）年に再び見錢法を実施している。しかし政府には見錢の蓄えが少なく、京師榷貨務に商人が取引を持参しても、その支払いが出来ず、ついには商人は、2足3文でその取引を豪商に売ってしまった。その弊害も以前と同様であったようである。

以上、三說法（四說法）・見錢法について、その内容及び歴史的変遷に

ついて述べてきた。政府は辺防費、特に糧草の購入を、見銭による方法の他に、交引発行による、つまり茶塩香薬象歯などの専売品でまかなおうとする財政政策を基本的なものとした。この政策は、北商・南商の商業活動を盛んにし、富商の営利活動は、政府（国家）を対象として大いなる伸張をみた。この政府と商人との相互依存関係は、時として対立・相剋をみ、政府はこの対立・相剋を克服して基本的財政政策貫徹のために、ある時は三説法を、また時として見銭法を立てて調整をはかった。しかし、政府の政策的努力にもかかわらず、結果的には辺防費をめぐる糧草の需要・供給関係が続く限り、富商の営利抑制は不可能に近かったようである。

四. お わ り に

宋の立国の根本は、東南部地域の財力と、北部地域の武力を用いて天下を保つことであった。米穀の他に莫大な絹・銅錢・銀が毎年額を定めて都へ送られ、別に茶が商人によって北方へ運搬された。東南部地域は、宋の宝庫であったのである。

宋朝は中央集権的君主機構の成立によって、国初、財政は健全な余財の基盤のもとに黒字を誇っていた。しかし、このような健全財政も、軍人・官僚の増加、西北辺防、特に西夏の兵乱による支出によって漸次欠乏し、4代目皇帝仁宗時代に入ると、赤字財政に苦しむに至った。即ち、大中祥符（1008～1016）から天禧年間（1017～1021）に至って財政は苦しくなり、仁宗の治政年間には宋朝の極盛期と言いながらも、財政は全く赤字に苦しんでいた。

3代目皇帝真宗の咸平（998～1003）から景德（1004）の初めにかけて、遼の侵入は最高潮に達し、景德元（1004）年には宋の都開封府の近くまで迫って来た。西夏も遼と相応じて西北辺に侵入した。この為に、多量の軍需品を納入する必要があった。多量の軍需品納入の必要から、三説法（三税法）が実施されるに至った。即ち、商人に芻糧を国境方面に納入させ、距離の遠近によって納入価を吊り上げてやる。その代価は見銭を以てせ

ず、交引を支給する。その交引を東南地方に持参し、商人は茶を受領した。後には東南支払いの緡銭・香葉・象齒の交引を支給し、この方法を三説法と言った。商人は実利を得、政府の方でも見銭を動かさないで所要の軍糧納入を達成することが出来るわけで、双方とも便利であった。

戦時体制下の経費は、経常費だけでは不足し、辺防費をめぐる莫大な政府の支出は、当然商品経済の発達を促し、更には糧草の価値加増と通貨膨脹を招き、国庫支出を倍加するに至る。仁宗朝において赤字財政に苦しむに至った原因は、ここにあると言える。この傾向は、西夏の兵乱を契機として顕著となり、国庫支出の飛躍的増大は、宝元元（1038）年（西夏の兵乱の年）を境としている。

宋の租税収入は、経済成長に即応して増加しており、特に商品経済と不可分性を持つ商税・専売税にあっては、顕著に現われている租税収入、特に見銭所得は逐年増加しているが、一方では辺防費をめぐる通貨の支出は、国庫の見銭収入をはるかに上回ることとなった。西夏の兵乱は、宋代初期の財政に大きな影響を与えたと言える。

西夏の国境地域への侵入で、宋国家では多額の軍需物資の調達に迫られ、茶引を濫発したが茶の生産がこれに伴わず、商人は茶引を茶の生産場に持参しても茶を得ることが出来ず、茶引は暴落した。この為に茶の専売収入が減少したのみならず、国境における軍需物資の調達にも支障をきたした。そこで林特は澶淵の盟約（1004）後に、茶法の改革を断行した。軍需物資の納入と茶の販売とのリンク制を廃止し、軍需物資の納入には銅銭を使用し、茶の払い下げにも銅銭を使用させた。いわゆる見銭法である。また暴落した茶引を買いあげて茶引価の安定を計り、茶の支出を制限して茶の適価の維持を計った。林特の茶法改革の最も大きな主眼点は、豪商の暴利を抑えて政府の収入を確保することにあった。豪商は三説法の廃止によって暴利を貪ることが出来なくなったので、三説法の復活を策した。商人は官僚や時には後宮に運動して、利益を計ろうとしたのである。結局三説法と見銭法が交互に繰り返されたのは、商人と政府との争いでもあった。

宋代ではすでに商人の勢力が確立し、政治の改革にも商人の勢力が強く反映する。むしろ商人の勢力によって政治が動かされる。中世の政治は、貴族によって動かされたが、宋代以後、近世社会においては、商人の勢力を無視しては政治を行うことが出来なくなった。近世の官僚は、商業に手を染めることを禁止されているが、実際には官僚は、他人の名義により商人と結託して商業に投資していた。そこで官僚も、おのずと商人にいろいろな点で便宜を与える。このような関係から、商人の政治に対する発言権が増大し、政治が商人の力によって左右されるようになったことが、近世社会の大きな特色であると思われる。

以上が、宋代初期（王安石が登場する前）における茶引に関する研究の概略である。政府専売品の一つである茶の研究が、国家権力の問題・財政問題・通貨問題・商業問題・漕運の問題・時代区分の問題、対外関係、等の多岐にわたって関連づけられ、重要な課題であることが理解出来る。しかし、研究内容を見る時、使用される史料は国家側からの作成に依るものが多く、あくまでも国家の制度としての理解を強く意識しなければならないであろう。政府の政策が、実際はたしてどの程度その地域で実施されていたのか。今後、西北辺三路、いわゆる河北・河東・陝西地方における糧草の納入、交引の発行等について、地域別に時間的に丹念に史料の検索をする必要があると思われる。今後の研究の課題については、後日塩鈔の研究成果を書いた後に述べたいと思う。

参 考 文 献

「北宋期における有価証券「交引」の研究」

（「宋代社会経済史研究」河原由郎著，勁草書房）

「宋代における金銀の貨幣的用途」

（「唐宋時代における金銀の研究」加藤 繁著，東洋文庫）

「宋の茶専売と官鬻法」

（「支那経済史考證」下巻，加藤 繁著，東洋文庫）

「商人資本の諸性質」

- （「宋代商業史研究」斯波義信著，風間書房）
「北宋史概説」
（「アジア史研究」第一，宮崎市定著，同朋社）
「西夏の興起と青白塩問題」
（同 上）
「読史簡記」
（同 上）
「五代宋初の通貨問題梗概」
（「アジア史研究」第二，宮崎市定著，同朋社）
「宋初の三説法に就きて」
板橋真一
「宋代で用いられた手形の名称とその形式」
草野 靖（「中島敏先生古稀記念論集」上巻，汲古書院）
「宋代林特の茶法改革について」
（「中国史研究」第二，佐伯 富著，東洋史研究会）
「北宋時代の塩鈔について」
（「東洋史学論集」第六巻，日野開三郎著，三一書房）
「仁宗朝前後の通貨問題」
（「五代宋初の通貨問題」宮崎市定著，星野書店）
「宋代仁宗朝における茶法について」
（「中国史研究」第二，佐伯 富著，東洋史研究会）
「北宋前期・交引の財政的意義」
（「宋代社会経済史研究」河原由郎著，勁草書房）
「北宋期・土地所有の問題と商業資本」
河原由郎著，西日本学術出版社
「宋代における漕運の発達」
「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」青山定雄著，吉川弘文館）
「中国塩政史の研究」
佐伯 富著，法律文化社
「北宋時代の手形「見銭交引」を論じて紙幣「銭引」の起源に及ぶ」
（「東洋史学論集」第七巻，日野開三郎著，三一書房）